

各住宅宿泊管理業者 各位

近畿地方整備局建政部建設産業第二課

旅行者向けの感染防止対策の一層の周知強化について（協力依頼）

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

7月22日に「Go To トラベル事業」（以下「本事業」という。）がスタートし、東京都の感染状況などから、東京都を目的地とした旅行及び東京都に居住する方の旅行について、当面の間、本事業の実施を延期することとされておりましたが、9月15日の大臣会見にて、10月1日（木）より開始する東京都を目的地とした旅行及び東京都に居住する方の旅行について、改めて本事業の支援対象とする旨を公表したところです。

しかしながら、東京都の感染状況は予断を許さず、感染拡大があれば延期等もありうる状況であり、9月11日（金）の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、政府への提言の中で、「全国的にGO TOトラベル事業を開始する前に、既存のガイドラインを基に、交通機関、宿泊、観光、飲食などの旅程の場面ごとに、わかりやすいガイドラインを業界が中心になって作成して頂きたい」とされております。

このように「旅行者の感染防止の意識向上」への最大限の努力が観光関係事業者にも強く求められており、感染防止と観光振興を両立させながらGo To トラベル事業を安定的に実施していくために不可欠であります。

そこで、観光庁より、①9月末にリリース予定である「旅程場面毎の「新しい旅のエチケット」」と、②9月10日よりリリースしている「新しい旅のエチケット」「新しい旅のルール」の動画について、民泊施設等において、次の例示を参考に旅行者への周知徹底にご協力いただくようお願いいたします。

<周知徹底を図っていただくもの>

- ① 「新しい旅のエチケット」（6／19公表）
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001355176.pdf>
旅程場面毎の「新しい旅のエチケット」（9月末完成予定）

- ② 「新しい旅のエチケット」「新しい旅のルール」動画（9／10公表）
<https://goto.jata-net.or.jp/info/2020091001.html>

＜旅行者への周知徹底方法の例示＞

- ・ 各社の公式HP（トップページや予約サイトなど多くの利用者のアクセスがあるページ等）への掲載
- ・ 公式SNS（Twitter等）での発信
- ・ 予約確認メール等での周知
- ・ 宿泊施設内での周知

【住宅宿泊管理業に関すること】

近畿地方整備局建政部建設産業第二課住宅宿泊管理業係
TEL 06-6942-1141(内線6662)